

第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方骨子案

I 目指すべき社会

- 男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

II 第2次男女共同参画基本計画策定後の社会情勢についての認識

1 少子・高齢化の進展と人口減少社会の到来

(1) 労働力人口の減少

人口減少や少子・高齢化が進展しており、生産年齢人口や労働力人口が急速に減り、老年人口が増加。

(2) 単身・ひとり親世帯の増加

未婚・離婚の増加や高齢化の進展により単身世帯やひとり親世帯が増加し、中でも単身世帯は今後も急増の見込み。

(3) 地域社会における人間関係の希薄化

経済成長、情報化の進展等に伴い、個人の職場、家庭、地域等への帰属意識が多様化し、地域社会における人間関係は希薄化。

2 経済の低迷と閉塞感の高まり

(1) 経済の低成長の継続・消費の低迷

企業収益の低迷に加え、金融や雇用の先行き不安、需要低迷などのリスク要因により、経済成長の基盤は脆弱。家計消費は、雇用不安と所得減少傾向のため低迷。

(2) 地域経済の低迷・疲弊

大都市への人口集中や、上記(1)などにより、地域経済は低迷・疲弊。

(3) 世界規模の経済低迷による日本経済への波及

昨今の世界的な金融危機に端を発した世界同時不況下で日本経済は急速に悪化。企業の雇用調整などを通じて家計にも波及。

3 非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大

(1) 失業者や不安定雇用者の増加

失業率は高水準で推移するなど依然として厳しい状況。近年は女性や若年層を中心として非正規労働者が急速に増え、女性に占める非正規労働者の割合は半数超。

- (2) 「収入の安定した男性正社員」「誰もが結婚できる」といった前提の崩壊
男性の非正規労働者も2割に届く水準。男性は非正規労働者の方が有配偶者の割合が低く、結婚して家族を形成することへの障害が大きい。
- (3) 貧困の「世代間連鎖」の懸念
生育家庭の経済状況によって、例えば家庭が経済的に困窮しているなどの状況にあると、子どもの教育・学習の機会が奪われ、貧困が世代間で連鎖する状況が生じやすい。

4 グローバル化と国際的な人の移動の増加

- (1) 定住外国人の増加
国際化の進展等により、外国人労働者が増加。また、国際結婚の影響もあり、女性外国人の増加や、外国人の親を持つ子どもが増加。
- (2) 企業の国際展開
国際競争の中で、国境を超えた高度な人材の獲得や企業の海外進出など国際的な人の移動も一層活発化。
- (3) 国際的な規範・基準と国内の制度・慣行の調和の必要
男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることや、国際的な人の移動の増加等もあり、男女共同参画社会の形成は国際的協調の下に行われることが必要。

Ⅲ 基本法施行後 10 年間の反省：男女共同参画の推進が不十分

- 1 固定的な性別役割分担意識が未だ根強く、解消に対する取組が不十分であった。
：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった固定的な性別役割分担意識は、弱まってきているもののいまだ根強く、男女間や世代間による意識の差も大きい。
- 2 男女共同参画＝働く女性の支援という印象を与えてしまったため、男女共同参画が男性や専業主婦などあらゆる立場の人々にとって必要なものであるという認識が広まらなかった
：男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、女性、特に働く女性のための課題として認識されがちで、専業主婦にとって身近なものではなかったほか、男性の意識が低く、家庭内等の「小さな」課題と捉えられがち。
- 3 男女共同参画社会を実現しようとする強い意思と推進力が不足していたため、制度や枠組みの整備が進まなかった
：政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や、固定的性別役割分担を前提とした制度の変革、ライフスタイルの多様化に対応した法制度の整備が遅れるなど、政治のリーダーシップのほか、取り組むべき主体それぞれにおけるリーダーシップが不足。

- 4 男女のセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であったため、制度や枠組みを整備しても成果につながらない場合があった。
- ： 雇用・就業状況の変化、家族や地域の変容等に対応したセーフティネットが不十分であったため、経済・雇用情勢の急激な悪化によって生活困難を抱える人々が増加。
- 長時間労働の是正や男性の職場中心のライフスタイルからの転換が進まず、両立支援制度を利用しやすい環境など女性が就労継続するための環境整備が不十分であったことも、M字カーブが解消されない要因の一つ。

IV 第3次基本計画の策定に当たっての留意点

- 1 基本法施行後10年間の反省を踏まえて、実効性あるアクション・プランとする。このため、できる限り具体的な数値目標や工程表を設定した上で、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- 2 男女共同参画を進める際には、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」、「子ども・子育て支援策」「人権施策」など、政府が一体となって省庁横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- 3 女子差別撤廃委員会からの最終見解(2009年8月)における指摘事項について、計画の策定に当たって点検するなど、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内施策における実施などにより、国際的な協調を図る。その際、国際的な概念や考え方を重視する。
- 4 計画の策定過程の透明化を進め、策定過程でNGOを含めた国民の意見を反映するなど、計画策定のプロセスを重視する。

V 第3次男女共同参画基本計画の基本的考え方

- 1 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、身近な男女共同参画を進める。

： 男女のかかわりなく一人ひとりが個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会を目指すには、男女共同参画が男性や専業主婦も含めあらゆる立場のすべての人々にとって必要なものであり、自分の問題であると感じてもらうことが不可欠。
- 2 男女共同参画の実現を加速するため、積極的に意識改革・制度改革を推進する。

： 固定的性別役割分担意識は未だ根強いことから、積極的な意識改革を進めるとともに、強力なリーダーシップにより、男女の社会における活動の選択に中立的に働く枠組みや制度の整備を進めることが必要。
- 3 すべての人が安全で安心に暮らせる社会とするため、男女共同参画の視点を重視した雇用・セーフティネットを推進する。

： 経済の低迷、非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大など社会情勢が変化している中、男女のセーフティネットや出産・育児などをはじめとする女性のライフコースへの配慮がこれまで不十分であったことから、すべての人が安全・安心に暮らせるよう、男女共同参画の視点

を重視した雇用・セーフティネットを推進することが必要。

4 男女共同参画の推進が社会を活性化し、現在の日本社会が直面する様々な課題の解決や経済成長につながる。

： 上記(1)～(3)の推進により、すべての人が個性と能力を発揮することにつながり、その結果、例えば企業の利益にもつながるなど経済や社会全体の活性化が図られること、女性の活躍が、我が国が抱える様々な課題の解決や経済成長につながることを、メッセージとして広く発信し、男女共同参画の推進力とすることも重要。

VI 改めて強調すべき視点

1 女性の活躍による社会の活性化

- ・ 経済の低迷と閉塞感の高まりや、高齢化が進む中、女性をはじめとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められる。
- ・ 女性はその能力を十分に発揮して経済社会に参画する機会を確保することは、単に労働供給を量的に確保するという観点ではなく、グローバル化や消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムの構築に不可欠。

2 男性にとっての男女共同参画

- ・ 多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍できる社会にするため、男女共同参画を男性の視点から捉えることも不可欠。
- ・ 男性の長時間労働、介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも、男性に対する積極的なアプローチが必要。

3 子どもにとっての男女共同参画

- ・ 次代を担う子どもたちが健やかに育ち、幸せに暮らせる社会を目指すとともに、子どもの頃からのライフコースを見通した男女共同参画の推進によるエンパワーメントは、持続可能な社会を形成するためにも重要な視点。
- ・ 家族の形態、個人のライフスタイルなどが多様化する中で、ひとり親家庭の増加、性暴力の被害を受けている女兒など支援が必要な子どもも増えており、安全で安心して暮らせる環境づくりのため、社会全体で子どもたちを支えることが必要。

4 生活困難を抱える人々への対応

- ・ 単身世帯やひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化、グローバル化などの中、生活困難が幅広い層に広がっている。女性は出産・育児等により就業を中断することが多いこと、非正規雇用が多いこと、女性への暴力が自尊心や心身を傷つけ、自立に向けた就業や社会参加を困難にしていることなどを背景に、生活困難に陥りやすい。特に、高齢単身女性や母子世帯層などで相対的貧困率が高い。また、外国人女性とその子どもが、言語ハンディや文化的

な相違などにより、生活困難に陥る場合が少なくない。

- ・ 家庭や地域における男女共同参画、女性が働きやすい就業構造への改革、女性に対する暴力の根絶など、男女共同参画の推進が生活困難の防止に不可欠。

5 地域における身近な男女共同参画の推進

- ・ 地域社会における人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、地域における意思決定システムへの女性の参画や、活動自体が特定の性に偏って担われている分野への活動など多様な者が参画することが必要。
- ・ 地域において男女共同参画を推進することが、さまざまな活動を行っているあらゆる人々にとっての身近な男女共同参画につながる。

VII 喫緊の課題

1 実効性あるポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進

- ・ 2020年までに社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合を30%程度とする目標の達成には、取組を相当強化し、加速することが必要。
そのための具体的な手段として、実施主体の特性等に応じ、クォータ制(強制的・非強制的割当制など)も含め実効性あるポジティブ・アクションが重要。
- ・ 特に、政治、行政、雇用、教育等の分野における女性の参画促進のためのポジティブ・アクションの実施については、女子差別撤廃委員会の最終見解において、2年以内にフォローアップを行うこととされており、効果的なポジティブ・アクションの実施が不可欠。

2 雇用・セーフティネットの構築

- ・ 経済雇用情勢の悪化の影響は、求職中の離職者や女性が半数以上を占める非正規労働者などにしわ寄せ。
女性が当たり前で働き続けることができ、また暮らしていける賃金を確保できるよう、雇用の問題、特に男女間の賃金格差の解消やM字カーブの是正、均等待遇の確保、長時間労働の是正、非正規雇用における課題への取組が必要。
- ・ 生活困難の世代間連鎖を断ち切るためにも、家族や地域による相互扶助機能の低下に対応したセーフティネットの再構築など、個人のライフコースに沿った切れ目ないサービスの提供が必要。
- ・ 例えば定住外国人など、女性であることに加え他の様々な問題が複合的に影響している人々について、適切な支援が必要。
- ・ 女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、意識啓発等根絶に向けた基盤整備とともに、防止対策や被害者支援など、女性の暴力のさまざまな形態に応じた根絶のための取組を充実させることが必要。

3 より多様な生き方を可能にする社会システムの実現

- ・ 男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女の社会における活動の選択に対して中立的に働くような制度構築が必要。
- ・ 男女共同参画の視点をあらゆる施策に反映させるため、育児や介護など家庭で担われている役割の評価やジェンダー予算の検討を行うとともに、ジェンダー統計の活用を進める。また、男性片働きを前提とした世帯単位の制度・慣行から個人単位の制度・慣行への変更といった視点から、固定的性別役割分担を前提とした制度・慣行の見直しを行う。

4 推進体制の強化

- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた実効ある取組には、これまで不十分だった推進力の強化が不可欠。
- ・ 国内本部機構の強化のほか、基本計画の実施状況や女子差別撤廃委員会最終見解等の実施状況についての監視・影響調査機能の強化、地方公共団体や民間団体等における取組への支援が必要。